

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【規則】

○ 岡山県職員駐車場の管理及び使用に関する規則の一部を改正する規則

○ 岡山県財務規則の一部を改正する規則
（以上県例規集登載）

【訓令】

○ 岡山県会計事務決裁規程の一部改正
（県例規集登載）

【告示】

○ 平成二十九年年度自衛官第一次募集（一般曹候補生）

○ 自然公園における公園事業の決定
指定介護予防サービスの事業の廃止

○ 特定計量器定期検査
道路の区域変更

○ 道路の供用開始

○ 都市計画下水道の事業計画の変更認可

【公告】

財産活用課

会計課

〃

危機管理課

自然環境課

長寿社会課

産業企画課

道路整備課

〃

都市計画課

目次

担当課（室）

○ 種畜証明書の有効期間の延長

○ 土地改良事業の工事完了

○ 県営土地改良事業の工事完了

○ 平成二十九年年度狩猟免許試験の実施

○ 平成二十九年年度狩猟免許の更新に係る適性試験及び講習の実施

○ 基本測量の実施

○ 基本測量の終了

○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了

○ 公共施設に係る開発行為に関する工事の完了

【選挙管理委員会】

○ 政治団体の名称等の公表

○ 政治団体の代表者等の異動

○ 政治団体の解散

○ 資金管理団体の名称等の公表

○ 資金管理団体の届出事項の異動

畜産課

耕地課

〃

鳥獣害対策室

〃

監理課

〃

建築指導課

〃

選挙管理委員会

〃

〃

〃

◎岡山県規則第二十三号

岡山県職員駐車場の管理及び使用に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県職員駐車場の管理及び使用に関する規則の一部を改正する規則

岡山県職員駐車場の管理及び使用に関する規則(平成二十二年岡山県規則第六十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一第五級地の項中「笠岡湾干拓粗飼料基地、」を削る。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

◎岡山県規則第二十四号

岡山県財務規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県財務規則の一部を改正する規則

岡山県財務規則（昭和六十一年岡山県規則第八号）の一部を次のように改正する。

第九十二条第二項第一号中「出納局会計課長」を「出納局内部事務課長」に改める。

第二百五十一条の見出し中「徴収」を「徴取」に改める。

第二百一十一条第一号中「及び軌条」を「、軌条、交通安全対策特別交付金等に関する政令（昭和五十八年政令第四百四号）第一条第二号ホに規定する道路反射鏡、郵便差出箱及び公衆電話所（公衆電話機のみを設置する場合を除く。）」に、「三年」を「五年」に改める。

第二百八十一条第一項に次のただし書を加える。

ただし、職員が保管している占有動産又は職員が使用している物品が損傷した場合であつて、かつ、その損害の賠償又は補償を受けることが確実である場合として知事が別に定める場合に該当するときは、顛末書の作成を要しないものとする。

第二百八十一条第二項中「前項の規定」を「前項本文の規定」に、「前項の亡失損傷届」を「亡失損傷届」に改め、同条第三項中「第一項に規定する」を「第一項の」に、「及び」を「又は」に、「作成する」を「提出する」に改める。

様式第二十二号中、「第174条、第175条」を削る。

様式第三十七号中「てん」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。
（適用）
- 2 改正後の第二百八十一条第一項ただし書の規定は、この規則の施行の日以後に生じた占有動産又は物品の損傷について適用する。

◎岡山県訓令第3号

出 納 局

岡山県会計事務決裁規程（昭和四十一年岡山県訓令第20号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年三月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

第三条中「（室長を含む。別表において同じ。）」を削り、「、同表」を「、別表」に改める。

第四条中「ときは、」を「ときは」に改め、「。この場合において、内部事務効率化室の事務に係る代決については、同表中「主務課長」とあるのは、「室長」とする」を削る。

別表会計課の部1の項6中「~~評議室~~」を「~~評議の部~~」に改め、同表内部事務効率化室の部中「内部事務効率化室」を「内部事務課」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十九年四月一日から施行する。

平成29年3月31日 岡山県公報 第11876号

◎岡山県告示第百九十四号

防衛省において採用する自衛官のうち一般曹候補生の平成二十九年度募集の要領は、次のとおりである。

平成二十九年三月三十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 採用自衛官の区分

一般曹候補生(男子・女子)

二 応募資格

平成三十年四月一日現在で、十八歳以上二十七歳未満の日本国籍を有する者で、かつ、自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第三十八条第一項に規定する欠格条項に該当しないものとする。

三 受付期間

1 平成二十九年四月一日から同年五月五日まで

2 平成二十九年年度の高等学校卒業予定者又は中等教育学校卒業予定者の受付については、1にかかわらず、文部科学・厚生労働両省から示された期日以降とする。

四 採用試験種目

1 第一次試験 筆記試験及び適性検査

2 第二次試験 口述試験及び身体検査

五 志願票の請求及び提出先

市役所、町村役場又は自衛隊岡山地方協力本部、同本部出張所、同本部地域事務所若しくは同本部募集案内所

六 採用試験期日

1 第一次試験 平成二十九年五月二十七日

2 第二次試験 平成二十九年六月三十日から同年七月二日までの間の指定する一日

七 試験場

1 第一次試験 岡山第二合同庁舎(岡山市北区下石井)

2 第二次試験

(1) 陸上自衛隊三軒屋駐屯地(岡山市北区宿)

(2) 岡山第二合同庁舎(岡山市北区下石井)

(3) おかやま西川原プラザ(岡山市中区西川原)

八 採用予定月

平成三十年三月下旬から同年四月上旬までの間

九 全国採用予定人数（平成二十八年度参考）

- 1 陸上自衛隊 約二千六百七十名（うち女子約二百名）
 - 2 海上自衛隊 約千三百名（うち女子約四十名）
 - 3 航空自衛隊 約七百五十名（男女の区分なく決定）
- 十 その他

その他詳細については、市役所若しくは町村役場又は次に掲げる自衛隊岡山地方協力本部、同本部出張所、同本部地域事務所若しくは同本部募集案内所に問い合わせること。

- 自衛隊岡山地方協力本部 ○八六一二二六―〇三六一
- 自衛隊岡山地方協力本部津山出張所 ○八六八一二二―五六三七
- 自衛隊岡山地方協力本部倉敷地域事務所 ○八六一四二二―七三五八
- 自衛隊岡山地方協力本部高梁地域事務所 ○八六六一二二―二三一四
- 自衛隊岡山地方協力本部岡山募集案内所 ○八六一二二四―二八二四

ホームページ <http://www.mod.go.jp/pco/okayama/>

◎岡山県告示第百九十五号

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第九条第二項の規定により、氷ノ山後山那岐山国定公園に関する公園事業を次のとおり決定した。

平成二十九年三月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

公園事業の名称及び種類	事業地	施設の規模
高清水・黒岩高原縦走線道路（歩道）	起点 苫田郡鏡野町人形峠（国定公園境界） 終点 苫田郡鏡野町恩原（三国山）	区間距離 一一・三キロメートル

平成29年3月31日 岡山県公報 第11876号

◎岡山県告示第百九十六号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の五第二項の規定により、次のとおり指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

平成二十九年三月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

のんびり笑家

2 所在地

岡山県総社市井尻野一六二〇一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人スキーム福祉の会

2 所在地

岡山県総社市清音三因一〇七四一

三 廃止年月日

平成二十九年三月三十一日

四 介護保険事業所番号

三三七〇八〇〇六二九

五 サービスの種類

介護予防通所介護

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

OSKデイサービス 健幸プラザやかげ

2 所在地

岡山県小田郡矢掛町西川面字宿二六八番一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社岡山スポーツ会館

平成29年3月31日 岡山県公報 第11876号

2 所在地

岡山県岡山市北区絵図町一番五〇号

3 廃止年月日

平成二十九年三月三十一日

4 介護保険事業所番号

三三七二八〇〇四三七

5 サービスの種類

介護予防通所介護

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

デイサービスのどか

2 所在地

岡山県津山市下高倉西五四四番地一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

有限会社のどか宅老所

2 所在地

岡山県津山市下高倉西五四四番地一

三 廃止年月日

平成二十九年三月三十一日

四 介護保険事業所番号

三三七〇三〇一一〇七

五 サービスの種類

介護予防通所介護

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

デイサービスセンターもみじ

2 所在地

平成29年3月31日 岡山県公報 第11876号

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

有限会社メイプル

2 所在地

岡山県久米郡久米南町下弓削四七三

三 廃止年月日

平成二十九年三月三十一日

四 介護保険事業所番号

三三七三八〇〇四四四

五 サービスの種類

介護予防通所介護

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

アップルデザインサービスセンター

2 所在地

岡山県津山市上野田一〇〇

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社アップルコーポレーション

2 所在地

岡山県津山市上野田一〇〇

三 廃止年月日

平成二十九年三月三十一日

四 介護保険事業所番号

三三七三六〇〇五〇五

五 サービスの種類

介護予防通所介護

平成29年3月31日 岡山県公報 第11876号

◎岡山県告示第百九十七号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定による特定計量器定期検査を次のとおり実施する。

なお、対象となる特定計量器は、非自動ばかり（計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号）第五条第一号又は第二号に掲げるものを除く。）、分銅及びおもりとする。

平成二十九年三月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 定期検査を行う区域、場所及び期日

区域	場所	期日
浅口市	浅口市役所寄島総合支所 浅口市役所金光総合支所 浅口市役所	平成二十九年五月九日 十日 十一日 十二日
里庄町	里庄町福祉会館	十五日 十六日
矢掛町	矢掛町農村環境改善センター	十八日 十九日
鏡野町	富振興センター 上斎原振興センター 奥津振興センター	二十一日 二十二日 二十三日

二 実施機関

岡山県指定定期検査機関 一般社団法人岡山県計量協会

〃	〃	〃	鏡野町商工会本所	〃
〃	〃	〃	〃	〃
〃	二十五日	〃	二十四日	〃
一三〇〇	一〇〇〇	一三〇〇	一〇〇〇	一三〇〇
一三五〇〇〇	一三〇〇〇〇	一三五〇〇〇	一三〇〇〇〇	一三五〇〇〇
〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇

平成29年3月31日 岡山県公報 第11876号

◎岡山県告示第百九十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 高梁御津線
- 三 道路の区域

区 域	新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
加賀郡吉備中央町湯山字三日原一一九七番二地先から 加賀郡吉備中央町湯山字三日原一一八五番四地先を経て 加賀郡吉備中央町加茂市場字井手溝上一〇三七番一地先まで	新	八・五〇 二八・七	三〇四・七
加賀郡吉備中央町湯山字三日原一一九七番二地先から 加賀郡吉備中央町湯山字三日原一一八五番四地先を経て 加賀郡吉備中央町加茂市場字井手溝上一〇三七番一地先まで	旧	五・二〇	二七五・〇

平成29年3月31日 岡山県公報 第11876号

一 道路の種類 県道
 二 路線名 北房井倉哲西線
 三 道路の区域

加賀郡吉備中央町加茂市場字井手溝上一
 ○三七番一地先まで

一二・八

区	域	新旧別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
新見市哲西町八鳥字古屋シキ二三一番一 地先から	新見市哲西町八鳥字町上三〇三番一 地先から	新	六・四〇 三四・八	七五〇・〇
新見市哲西町八鳥字古屋シキ二三一番一 地先から	新見市哲西町八鳥字町上三〇三番一 地先から	旧	五・〇〇 三四・八	七六五・〇

一 道路の種類 県道

平成29年3月31日 岡山県公報 第11876号

二 路線名 牛窓邑久西大寺線
三 道路の区域

瀬戸内市牛窓町牛窓六三九二番二四地先 から 瀬戸内市牛窓町牛窓六三九二番一〇地先 まで	新	幅員 (メートル) 一一・九〇 二一・五〇	延長 (メートル) 八〇・〇〇
瀬戸内市牛窓町牛窓六三九二番二四地先 から 瀬戸内市牛窓町牛窓六三九二番一〇地先 まで	旧	幅員 (メートル) 七・四〇 一一・五〇	延長 (メートル) 八〇・〇〇

一 道路の種類 県道
二 路線名 周匝久米南線
三 道路の区域

久米郡久米南町全間字芦谷三四八番一 地先 久米郡久米南町全間字大久保三三九番六 地先まで	新	幅員 (メートル) 二・九〇 一〇・四〇	延長 (メートル) 二五〇・〇〇
久米郡久米南町全間字芦谷三四八番一 地先 久米郡久米南町全間字大久保三三九番六 地先まで	旧	幅員 (メートル) 二・九〇 一〇・四〇	延長 (メートル) 二五〇・〇〇

平成29年3月31日 岡山県公報 第11876号

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 栃原久米南線
- 三 道路の区域

先から 久米郡久米南町全間字大久保三三九番六 地先まで	旧	二・九〇 七・〇	二五〇・〇
-----------------------------------	---	-------------	-------

区 域	新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
久米郡美咲町和田北字小洲一八二三番一 三地先から 久米郡美咲町和田北字マエワキ一一五五 番一地先まで	新	三・五〇 二三・〇	一八九・〇
久米郡美咲町和田北字小洲一八二三番一 三地先から 久米郡美咲町和田北字マエワキ一一五五 番一地先まで	旧	二・五〇 五・五	一八九・〇

平成29年3月31日 岡山県公報 第11876号

◎岡山県告示第百九十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、平成二十九年四月一日から施行する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 三三三号
- 三 道路の区域

区 域	新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
真庭市下中津井字西田一六〇五番一地从 から 真庭市上水田字池田二八一四番二地先を 経て 真庭市上水田字谷尻三八八六番一地从 で	新	一四・〇 六五・〇	二五八〇・〇
真庭市下皆部字下河原二四二番三地从 ら 真庭市上水田字谷尻三八八六番一地从 で	旧	六・〇 四三・五	一七四一・一
真庭市下中津井字カニ川一六三六番七地 先から 真庭市下中津井字藤岩一六五二番地先 で	旧	七・四	六四・四

<p>真庭市下中津井字西田一六〇五番一地先 から 真庭市上水田字池田二八一四番二地先を 経て 真庭市上水田字谷尻三八八六番一地先ま で</p>
<p>一四・〇〇 六五・〇〇</p>
<p>二五八〇・〇〇</p>

平成29年3月31日 岡山県公報 第11876号

◎岡山県告示第二百号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類	路線名	区間	供用開始年月日
県道	北房井倉哲西線	新見市哲西町八鳥字古屋シキニ三一番一地先から 新見市哲西町八鳥字町上三〇三番一地先を経て 新見市哲西町八鳥字町中六五二番一地先まで	平成二十九年三月三十一日
	虫明長浜線	瀬戸内市邑久町尻海字花イナ二二四二番一地先から 瀬戸内市邑久町尻海字花イナ二〇四四番一地先まで	
	牛窓邑久西大寺線	瀬戸内市牛窓町牛窓六三九二番二四地先から 瀬戸内市牛窓町牛窓六三九二番一〇地先まで	
	周匝久米南線	久米郡久米南町全間字芦谷三四八番一地先から 久米郡久米南町全間字大久保三三九番六地先まで	

	線 栃原久米南
地先まで	久米郡美咲町和田北字小洲一八二三番一三地 先から 久米郡美咲町和田北字マエワキ一五五番一

平成29年3月31日 岡山県公報 第11876号

◎岡山県告示第二百一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、岡山県南広域都市計画下水道事業倉敷公共下水道の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十九年三月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

施行者の名称	事業の種類及び名称	事業施行期間	事業地
倉敷市	岡山県南広域都市計画 下水道事業 倉敷公共下水道	昭和二十七年七月十八 日から 平成三十六年三月三十 一日まで	<p>収用の部分 平成二十五年岡山県告示第三百四号の事業地のうち、中央一丁目を廃止する。</p> <p>使用の部分 平成二十五年岡山県告示第三百四号の事業地を茶屋町早沖、東富井、高須賀、羽島、中畝三丁目、中畝八丁目、水島川崎通一丁目、中畝四丁目、玉島乙島、水島川崎通一丁目、児島小川町、玉島乙島、真備町有井に変更する。</p>

平成29年3月31日 岡山県公報 第11876号

◎岡山県告示第二百二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、高梁都市計画下水道事業高梁公共下水道の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十九年三月三十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

高梁市	施行者の 名 称	事業の種類及び名称	事業施行期間	事業 業 地
	高梁都市計画下水道 事業	高梁公共下水道	昭和五十三年三月七日 から 平成三十二年三月三十 一日まで	収用の部分 変更なし 使用の部分 なし

◎岡山県告示第百二十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、津山広域都市計画下水道事業鏡野町公共下水道の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十九年三月三十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

鏡野町	施行者の 名 称	事業の種類及び名称	事業施行期間	事業地
		津山広域都市計画下水道事業 鏡野町公共下水道	平成十五年四月十八日 から 平成三十六年三月三十 一日まで	収用の部分 なし 使用の部分 平成二十五年岡山県告 示第百七十八号の事業地 に、鏡野町布原を加える。

〔九六〕家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第八条第一項の規定により、農林水産大臣から、現在交付している種畜証明書のうちその有効期間内に独立行政法人家畜改良センターが平成二十九年定期種畜検査を行うことができないうちのものについて、その有効期間を六箇月以内に限り延長する旨の通報を受けた。

平成二十九年三月三十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

平成29年3月31日 岡山県公報 第11876号

〔九七〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三條の二第一項の規定により、次のとおり土地改良事業の施行に伴う工事が完了した旨の届出があつた。

平成二十九年三月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

事業主体	地区名	工種	完了年月日
児島湾土地改良区	内尾115	かんがい排水	二九・二・一〇
〃	西七区支線100号	〃	〃
〃	常川線	〃	〃
〃	都六区横1北2	〃	二九・二・二二
〃	都六区横1南2	〃	〃
〃	北七区12条2	〃	〃
〃	東畦下1番	〃	二九・三・三
〃	常川西樋門	〃	二九・三・一〇
〃	宗津川沖1西樋門	〃	〃
〃	川張西町1番川	〃	〃
〃	宗津東町5番川	〃	〃
〃	東畦18樋門	〃	二九・三・一三
〃	錦東上樋門	〃	〃
〃	錦中川樋門	〃	〃
〃	錦六区悪水縦5樋門	〃	〃
〃	錦六区横6樋門	〃	〃
〃	鞆津川丘二北高低樋門	〃	〃

高崎土地改良区

丘1番川

農業用排水施設

二九・二・二七

事業主体

地区名

工種

完了年月日

平成29年3月31日 岡山県公報 第11876号

〔九八〕 県営土地改良事業の施行に伴う工事が完了した。

平成二十九年三月三十一日

地区名	工種	完了年月日
東高崎	たん水防除	二六・三・一八
灘崎	〃	二六・三・三一
西山上池	ため池	二六・一〇・二九
前池	〃	二七・一〇・二八
片岡新池	〃	二七・一二・一七
妹尾川	かんがい排水	二八・三・二五
藤田都大曲	〃	二八・三・二八
高分木	用排水施設	二八・三・三〇
南奥池	ため池	二八・一二・一九
中川第一	用排水施設	二九・二・二七

岡山県知事 伊原木 隆 太

平成29年3月31日 岡山県公報 第11876号

〔九九〕鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。）第四十一条の狩猟免許試験を次のとおり行う。

平成二十九年三月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 試験の期日、開始時刻及び場所

期 日	開 始 時 刻	場 所
平成二十九年七月六日 (木曜日)	午前九時三十分	岡山市東区西大寺南一―二―三 体験学習施設百花プラザ 電話（〇八六）九四四―八七―一六
平成二十九年八月二十九日 (火曜日)	午前九時三十分	倉敷市真備町箭田四〇―一 マービーふれあいセンター 電話（〇八六）六九八―九一―一
平成二十九年九月十日 (日曜日)	午前九時三十分	津山市大田九二〇 グリーンヒルズ津山リゾーションセンター 電話（〇八六八）二七―七―一五〇
平成二十九年十二月六日 (水曜日)	午前九時三十分	岡山市東区西大寺南一―二―三 体験学習施設百花プラザ 電話（〇八六）九四四―八七―一六

二 試験内容

試験は、次の事項について行う。

- 1 狩猟について必要な適性
- 2 狩猟について必要な技能
- 3 狩猟について必要な知識

三 受験資格

岡山県内に住所を有する者で、次のいずれにも該当しない者であること。

- 1 試験の日において網猟免許及びわな猟免許にあっては十八歳に、第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許にあっては二十歳に、それぞれ満たない者
- 2 統合失調症、そう鬱病（そう病及び鬱病を含む）、てんかん（発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。）その他自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気にかかっている者
- 3 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- 4 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者（1から3までに該当する者を除く。）
- 5 法又は法に基づく命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者
- 6 狩猟免許を取り消され、その取消の日から三年を経過しない者（当該取消に係る種類のものに限る。）

四 受験手続

- 1 受験しようとする者は、一に掲げるいずれの場所でも受験することができる。
- 2 受験しようとする者は、所定の狩猟免許申請書に必要事項を記入の上、次に定めるところより提出すること。
 - (1) 平成二十九年七月六日の体験学習施設百花プラザでの受験を希望する者にあつては、平成二十九年四月二十一日から同年六月二十二日までの間に、岡山県備前県民局に提出すること。
 - (2) マービーふれあいセンターでの受験を希望する者にあつては、平成二十九年四月二十一日から同年八月十五日までの間に、岡山県備前県民局に提出すること。
 - (3) グリーンヒルズ津山リージョンセンターでの受験を希望する者にあつては、平成二十九年四月二十一日から同年八月二十八日までの間に、岡山県美作県民局に提出すること。
 - (4) 平成二十九年十二月六日の体験学習施設百花プラザでの受験を希望する者にあつては、平成二十九年四月二十一日から同年十一月二十二日までの間に、岡山県

備前県民局に提出すること。

3 狩猟免許申請書には、次のものを添付すること。

(1) 三の2から4までに該当する者でない旨の医師の診断書一通（ただし、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第四条第一項第一号の規定による許可を現に受けている場合は、その許可証の写し）

(2) 申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真（裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）一枚

(3) 狩猟免許手数料五千二百円相当（現に受験しようとする狩猟免許以外の狩猟免許を受けている者にあつては、三千九百円相当）の岡山県収入証紙

(4) 郵便切手を貼付し、宛名及び宛先を明記した返信用封筒（定型長形三号）一通
4 狩猟免許申請書を受理した場合は、受験票を交付する。なお、受験票を試験当日必ず持参すること。

五 その他

1 狩猟免許申請書を郵送する場合は、封筒の左下に「狩猟免許申請書」と朱書すること。

2 狩猟免許申請書は、最寄りの県民局農林水産事業部森林企画課に請求すること。

3 問い合わせ先

岡山市北区内山下二一四一六 岡山県農林水産部農村振興課鳥獣害対策室	電話（〇八六）二二六一七四三九
岡山市北区弓之町六一一 岡山県備前県民局農林水産事業部森林企画課	電話（〇八六）二二三一九八三二
倉敷市羽島一〇八三 岡山県備中県民局農林水産事業部森林企画課	電話（〇八六）四三四一七〇五二

<p>津山市山下五三 岡山県美作県民局農林水産事業部森林企 画課</p>	<p>電話（〇八六八）二三三一三三八四</p>
--	-------------------------

平成29年3月31日 岡山県公報 第11876号

〔二〇〇〕鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第十八号。以下「法」という。）第五十一条第二項及び第四項に規定する狩猟免許の更新に係る適性試験及び講習を次のとおり行う。

平成二十九年三月三十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 適性試験及び講習の期日、開始時刻及び場所

期 日	開 始 時 刻	場 所
平成二十九年七月二十八日（金曜日）	午前九時三十分	津山市大田九二〇 グリーンヒルズ津山リージョンセンター 電話（〇八六八）二七七一五〇
平成二十九年八月四日（金曜日）	午前九時三十分	倉敷市真備町箭田四〇一一 マービーふれあいセンター 電話（〇八六）六九八一九一一
平成二十九年九月六日（水曜日）	午前九時三十分	岡山市東区西大寺南一―二―三 体験学習施設百花プラザ 電話（〇八六）九四四一八七一六

二 適性試験及び講習の内容

1 適性試験は、狩猟について必要な適性について行う。ただし、法第十八条の六第一項に規定する認定鳥獣捕獲等事業に従事する者（四3(2)において「認定鳥獣捕獲等事業従事者」という。）であつて、狩猟について必要な適性を有することが確認された者については、この限りでない。

2 講習は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令、猟具、鳥獣並びに鳥獣の保護及び管理について行う。

三 更新対象者等

岡山県内に住所を有する者で、平成二十六年度に狩猟免許を受けた者。ただし、他の狩猟免許を有する場合は、他の未だ有効期間が満了しない免許も繰り上げて更新することができる。

四 更新手続

1 更新を受けようとする者は、一に掲げるいずれの場所でも適性試験及び講習を受けることができる。

2 更新を受けようとする者は、所定の狩猟免許更新申請書に必要事項を記入の上、次に定めるとおり提出すること。

(1) グリーンヒルズ津山リージョンセンターでの適性試験及び講習を受けようとする者にあつては、平成二十九年四月二十一日から同年七月十四日までの間に、岡山県美作県民局に提出すること。

(2) マービーふれあいセンターでの適性試験及び講習を受けようとする者にあつては、平成二十九年四月二十一日から同年七月二十一日までの間に、岡山県備前県民局に提出すること。

(3) 体験学習施設百花プラザでの適性試験及び講習を受けようとする者にあつては、平成二十九年四月二十一日から同年八月二十三日までの間に、岡山県備前県民局に提出すること。

3 狩猟免許更新申請書には、次のものを添付すること。

(1) 次のアからウまでに該当する者でない旨の医師の診断書一通（ただし、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第四条第一項第一号の規定による許可を現に受けている場合は、その許可証の写し）

ア 統合失調症、そう鬱病（そう病及び鬱病を含む。）、てんかん（発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。）その他自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気にかかっている者

イ 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

ウ 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者（ア又はイに該当する者を除く。）

(2) 認定鳥獣捕獲等事業従事者にあつては、法第十八条の五第二項第一号に規定す

る認定鳥獣捕獲等事業者が作成した当該従事者が狩猟について必要な適性を有することの確認をした旨の書面

(3) 申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真（裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）一枚

(4) 狩猟免許更新手数料二千九百円相当の岡山県収入証紙

(5) 郵便切手を貼付し、宛名及び宛先を明記した返信用封筒（定型長形三号）一通

4 狩猟免許更新申請書を受理した場合は、受検票を交付する。なお、受検票は適性試験及び講習の当日必ず持参すること。

五 その他

1 狩猟免許更新申請書を郵送する場合は、封筒の左下に「狩猟免許更新申請書」と朱書すること。

2 狩猟免許更新申請書は、最寄りの県民局農林水産事業部森林企画課に請求すること。

3 問い合わせ先

岡山市北区内山下二一四一六 岡山県農林水産部農村振興課鳥獣害対策室	電話（〇八六）二二六―七四三九
岡山市北区弓之町六一一 岡山県備前県民局農林水産事業部森林企画課	電話（〇八六）二三三―九八三二
倉敷市羽島一〇八三 岡山県備中県民局農林水産事業部森林企画課	電話（〇八六）四三四―七〇五二
津山市山下五三 岡山県美作県民局農林水産事業部森林企画課	電話（〇八六八）二三一―一三八四

平成29年3月31日 岡山県公報 第11876号

〔二〇一〕測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第一項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成二十九年三月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県内全域	測量区域
基本測量（電子国土基本図（地 図情報）修正及び国土広域情 報修正）	測量の種類
平成二十九年四月一日から平 成三十年三月三十一日まで	測量期間

〔二〇二〕測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第二項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

平成二十九年三月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山市、津山市	測量区域
基本測量（基本重力測量）	測量の種類
平成二十九年三月三日	終了年月日

〔一〇三〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十九年三月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

浅口市金光町佐方二八八六一の一、二八八六一二の一、三〇三五の一、三〇三五の一の一部、二九八五の一部、二九八三―五の一部、二九八三―一の一部、二八九〇、二八九一、二八九二、二九八三―三、二九九五、二九九一、二九九二、二九九〇、三〇〇七―四、三〇〇六一、三〇〇五、二九八七―三、二九八七―一、三〇三五―二、二九八六一、二九八六一二、二九八三―四、二九八三―六、二九八三―二、二九〇九―三、二八九六、二八九五―三、二八九五―二、二八九五―一、二九〇三―二、二九〇三―一、二九〇三―三、二九〇二―一、二九〇二―二、二九〇二―三、二九〇〇、二九〇一―一、二九〇一―二、二八九九、二八九八―一、二八九八―二、二八九四―一、二八九四―四、二八八九、二九九四―二〇、二九九四―二一、二九九六―三、二九八八―二、三〇〇〇―二、二九八一―八、二九〇七―二、二九〇八―四、二九〇九―七、二九〇九―八、二九〇九―九、二九〇四―三、二九〇四―四、二八九四―一地先道、二九八五地先水路、二九八八―二地先水路、二九〇四―四から二八九二地先まで水路

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

浅口市鴨方町六条院中三〇五〇

浅口市長 栗山 康彦

三 許可番号

岡山県指令建指第三三九号

〔二〇四〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了した。

平成二十九年三月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

浅口市金光町佐方二八八六一の一、二八八六一二の一、三〇三五の一、三〇三五の一の一部、二九八五の一部、二九八三―五の一部、二九八三―一の一部、二八九〇、二八九一、二八九二、二九八三―三、二九九五、二九九一、二九九二、二九九〇、三〇〇七―四、三〇〇六一、三〇〇五、二九八七―三、二九八七―一、三〇三五―二、二九八六一、二九八六一二、二九八三―四、二九八三―六、二九八三―二、二九〇九―三、二八九六、二八九五―三、二八九五―二、二八九五―一、二九〇三―二、二九〇三―一、二九〇三―三、二九〇二―一、二九〇二―二、二九〇二―三、二九〇〇、二九〇一―一、二九〇一―二、二八九九、二八九八―一、二八九八―二、二八九四―一、二八九四―四、二八九九、二九九四―二〇、二九九四―二一、二九九六―三、二九八八―二、三〇〇〇―二、二九八二―八、二九〇七―二、二九〇八―四、二九〇九―七、二九〇九―八、二九〇九―九、二九〇四―三、二九〇四―四、二八九四―一地先道、二九八五地先水路、二九八八―二地先水路、二九〇四―四から二八九二地先まで水路

二 公共施設の種類

道路、緑地

三 位置及び区域

開発登録簿記載のとおり（開発登録簿は、岡山県土木部都市局建築指導課において閲覧に供する。）

四 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

浅口市鴨方町六条院中三〇五〇

浅口市長 栗山 康彦

五 許可番号

岡山県指令建指第三三九号

◎岡山県選管告示第十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定による政治団体の届出があった。

平成二十九年三月三十一日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原健補

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
大月もとこ後援会	大月 説子	大月 雅敬	真庭市鹿田二二九一	平成二九・二・一七
岡崎ひろお後援会	後藤 忠	真鍋 美佐子	新見市哲西町矢田四二七三―五	二・二七
岡本たいすけ後援会	小林 隆夫	井口 洋子	美作市明見三四五―三〇	二・二一
庄司史郎後援会	庄司 史郎	庄司 信幸	真庭市日名一一九―二	二・三
せのお文彦後援会	妹尾 純志	妹尾 純志	井原市井原町四九七	二・二〇
仲西祐一後援会	仲西 祐一	仲西 祐一	苫田郡鏡野町薪森原一四九―二	二・二四
西川照雄後援会	西川 照雄	西川 照雄	新見市神郷下神代四三七六―一五	二・一〇
備前市を元気にする会	藤原 一義	榎本 貢	備前市日生町日生二一八五	二・二七
福井あきら後援会	鳥越 重一	判野 裕作	美作市湯郷七八三	二・一四
古川英明後援会	古川 英明	武坂 進	新見市石蟹七二三	二・二八
牧田俊一後援会	牧田 俊一	牧田 英子	苫田郡鏡野町上森原二五六―一	二・二一
やなぎはら英子後援会	寺岡 勝久	柳原 辰雄	井原市大江町三四九三―九	二・一

◎岡山県選管告示第十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号。以下「法」という。）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があった。

平成二十九年三月三十一日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原健補

一 政党の支部

政治団体の名称 代表者の氏名 異動事項

新

旧

異動年月日

日本のこころ倉敷市議会 千田昌寛 政治団体の名称

日本のこころ倉敷市議会第一支部

日本のこころを大切にす党倉敷市議会 平成二九・二・七

第一支部

第一支部

主たる事務所の所在地

倉敷市倉敷ハイツ三一一

倉敷市阿知三一二一九はなやビル2F

日本共産党岡山県委員会 植本完治 代表者の氏名

植本完治

石井妃都美

二・一九

会計責任者の氏名

増田行雄

植本完治

〃

民進党岡山県総支部連合会 木道義 主たる事務所の所在地

岡山市中区円山一〇七

岡山市北区南中央町一一九

一・一六

会

二 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称 代表者の氏名 異動事項

新

旧

異動年月日

岡山県遊技業政治連盟 千原行喜 代表者の氏名

千原行喜

松村高男

平成二八・九・九

小倉博後援会 小倉美智恵 〃

小倉美智恵

小林正義

〃 一二・一

金谷文則後援会 尾崎靖彦 〃

尾崎靖彦

菊地武之

平成二九・二・一〇

幸福実現党岡山県本部 田部雄治 〃

田部雄治

齋藤敏行

〃 一・一四

会計責任者の氏名

田部雄治

齋藤敏行

〃

国会議員関係政治団体の法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体以外の政治団体

区分 議員関係政治団体

公職の種類（第一号）

衆議院議員

庄司史郎後援会 庄司史郎 主たる事務所の所在地

真庭市福田三五五―九二

真庭市日名一一九―二

〃 二・一三

政友会	千間かつみ後援会	田口ただよし後援会	西村慎次郎後援会	平成たつのこ会	若井たつこ後援会
天野学	千間勝己	田口忠義	高橋正明	角南義文	若井達子
会計責任者の氏名	〃	〃	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	〃
太田正孝	小田求	奥信明繁	高橋正明	岡山市中区兼基八九一	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃
永田真一	佐藤忠磨	浜本将矢	瀧本泰弘	岡山市中区湊三六五	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃
二・一五	二・一〇	九・一	二・一四	二・六	〃

◎岡山県選管告示第十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があった。

平成二十九年三月三十一日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原健補

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称

代表者の氏名

解散年月日

明日の倉敷を考える会

赤木裕介

平成二八・一二・二八

川手辰夫後援会

小林勉

〃 一二・一

甲谷知生後援会

甲谷知生

平成二九・二・三

木村圭司後援会

古川博

平成二八・一二・二八

藤原清和後援会

阿部泰治

平成二九・二・一三

和気学区に学校を残す会

安部政敏

平成二八・一二・三一

◎岡山県選管告示第二十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定による資金管理団体の届出があつた。

平成二十九年三月三十一日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原健 補

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
大月 説子	真庭市議会議員	大月もところ後援会	真庭市鹿田二二九一	平成二九・二・一六
仲西 祐一	鏡野町議会議員	仲西祐一後援会	苫田郡鏡野町新森原一四九一二	〃 二・二三

◎岡山県選管告示第二十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第三号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があった。

平成二十九年三月三十一日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原健補

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
岡野鉄舟	岡野鉄舟後援会	公職の種類	美作市議会議員	美作市長	平成二九・二・一